

東松山市クビアカツヤカミキリ駆除奨励品交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に生息する特定外来生物クビアカツヤカミキリによる樹木等の被害を防止するため、クビアカツヤカミキリを駆除した者に対し、予算の範囲内において東松山市クビアカツヤカミキリ駆除奨励品（以下「奨励品」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(駆除の対象)

第2条 この要綱において、駆除の対象となるクビアカツヤカミキリとは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリであって、市内に生息する成虫（十分に成長をし、これ以上の成長又は変態をおこさない最終形態のもの）とする。

(交付対象者)

第3条 奨励品の交付の対象となる者は、市内に在住し、かつ、自らクビアカツヤカミキリを駆除したものとする。

(奨励品)

第4条 奨励品は、駆除したクビアカツヤカミキリの成虫10匹につき、500円に相当する商品券とする。

(奨励品の交付申請及び請求)

第5条 奨励品の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東松山市クビアカツヤカミキリ駆除奨励品交付申請書兼請求書（様式第1号）に駆除したクビアカツヤカミキリの死骸を添えて、市長に提出しなければならない。

(奨励品の交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、奨励品の交付の可否を決定し、東松山市クビアカツヤカミキリ駆除奨励品交付決定通知書（様式第2号）又は東松山市クビアカツヤカミキリ駆除奨励品不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定の通知をしたときは、速やかに、奨励品を交付

するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励品の交付決定を取り消し、既に交付した奨励品を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励品の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき又は市長の指示に従わないとき。

(遵守事項)

第8条 クビアカツヤカミキリを駆除しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 土地所有者の許可なく、私有地等に立ち入らないこと。
- (2) 第三者が所有し、又は管理する樹木等に生息するクビアカツヤカミキリを駆除しようとする場合は、当該樹木等を傷つけないこと。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。